

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(輪中と養老山地の裾野に広がるまち)

海津市は、西に標高 500～800m の養老山地が横たわり、まちを縦断する形で雄大な木曾三川が北から南に流れている。養老山地は、秩父古生層のチャート、砂岩からなり、東西方向に約 5～8 km 、南北に約 26 km の断層山地である。海津市側である東側には急斜面な断層崖をもつ傾動地塊であるため、東斜面には土石流による扇状地の発達が著しい。この土石流涵養型扇状地は山麓部分の標高 10m から 150m にかけて分布している。一方、揖斐、長良、木曾の木曾三川は、山地から濃尾平野に出る出口は異なるが、この濃尾平野の地盤が東高西低で動いてきたため、三川は河口に近づくと平野の西南部に集中してくる。このため、西南部では三川が網状に相互に交錯して流下していた。このことが濃尾平野に特異な水害をもたらし、また特色ある輪中を形成した自然的要因でもある。近年、長良川河口堰、徳山ダムなどの施設が完成したほか、堤防、排水施設が整備され安全性は大きく向上したが、集中豪雨などにより揖斐川・長良川の堤防が決壊すると、広範囲で甚大な被害が生じる恐れがある。また、海津市の西側に位置する養老山地の東面は急峻な地形であり、土石流等の災害の発生が懸念され、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流等に指定されている箇所が多数ある。このような地形的特徴を持つ海津市では、災害被害を軽減するために、治山、治水、砂防対策が必要不可欠となっている。

(1) 地域の災害リスク

①洪水

水害は、海津市の地勢的条件から平野部水害と山地部水害（土砂災害）に大別される。平野部水害は、集中豪雨によるたん水、堤防の決壊、いっ水等による浸水被害が主体となり、想定最大規模の降雨(昭和 51 年 9 月の豪雨災害)で長良川や揖斐川の堤防が決壊した場合は、標高の低い平野部（海拔ゼロメートル地域も含まれる）では 5.0m～10.0m の浸水が想定されており、激甚な災害となる。

ハザードマップによると、長良川氾濫時には海津町中南部および平田町北部において 2.0m～5.0m の浸水が予想されており、同地域におけるその他の場所では全域で 1.0m～2.0m の浸水被害が想定される。一方、揖斐川氾濫時には更に被害が深刻化し、海津町全域および南濃町の津屋川沿いにおいて 2.0m～5.0m の浸水が予想されている。

※出典：海津市地域防災計画およびハザードマップ

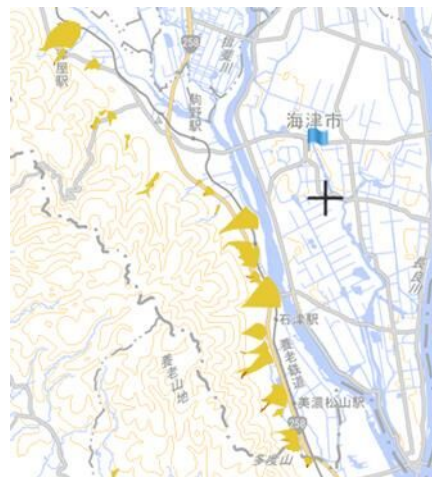
②土砂災害

山地部水害は、山腹の崩壊等による土砂の流出による被害であり、家屋や耕地等の流出あるいは道路橋梁等にも著しい被害が及ぶ恐れがある。

被害が想定される位置としては、海津市南濃町の西側に広がる養老山地の沢筋の多くで、土石流の警戒区域となっている。

(右図、黄色箇所)。

※出典：ハザードマップポータルサイト ～身のまわりの災害リスクを調べる～



③地震

海津市が想定する大規模地震及びその被害想定は以下の通りである。

		南海トラフ巨大地震	養老-桑名-四日市断層帯地震
震 度		最大震度5.93(6弱)	最大震度6.73(7)
液状化指数		最大56.35	最大53.34
建物被害	全壊	1,145棟	4,096棟
	半壊	2,802棟	5,302棟

こうした巨大地震が発生した場合には、軟弱な地盤と相まって、建物倒壊や液状化現象・火災の発生等により大きな被害を受けることが懸念される。更に、海溝型である南海トラフ地震では、津波による影響も無視できず、地震により堤防が損傷している場合には、河口から最も近いところで約13kmに位置する海津市でも大きな被害を受ける可能性がある。

※出典：海津市地域防災計画 一部抜粋

④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、海津市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

⑤過去の大規模災害

近世以降、海津市周辺に被害をもたらした主な大規模災害は以下の通りである。

【内陸型地震】

西暦(日本歴)	震源	規模	主要被災地	被災概要
1891. 10. 28 (明治24. 10. 28)	本巣郡根尾 村水島	M8.0	美濃・尾張	美濃で死者4,990人、負傷者12,783人、全壊50,125戸、半壊35,085戸。
1998. 4. 22 (平成10. 4. 22)	美濃中西部	M5.2	大垣市、海津町、 南濃町など	被害は、南濃町と海津町に集中し、水道管の亀裂や液状化現象が起こった。

【海溝型地震】

西暦(日本歴)	震源	規模	主要被災地	被災概要
1944. 12. 7 (昭和19. 12. 7)	熊野灘	M8.0	静岡・愛知・三重・岐阜	西南濃地方を中心に死者13人、全壊900余戸。
1946. 12. 21 (昭和21. 12. 21)	潮ノ岬 沖	M8.1	中部以西各地	西南濃地方を中心に死者14人、全壊586戸。

【風水害】

発生年月日	災害の種別	被災地域	死者行方不明	全壊	半壊	床上浸水
昭和 34. 9. 25～27	風水害 (伊勢湾台風)	全域	104	3,805	12,233	2,261
昭和 36. 6. 25～29	水害 (梅雨前線)	西南濃、 加茂、恵那	9	16	660	10,632
昭和 36. 9. 14～17	水害 (第2室戸台風)	西濃、中農	4	256	2,227	649
昭和 51. 9. 8～14	水害 (9.12豪雨)	中農、西濃	9	20	133	24,519

※出典：海津市地域防災計画 一部抜粋

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,429 事業者
- ・小規模事業者数 1,120 事業者

<内訳>

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
商 工 業 者	農林漁業	17	15	市内に広く分布している
	建設業	156	146	
	製造業	298	241	
	情報通信業 (38放送業、39情報サービス業、416映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)	3	3	
	運輸業、郵便業	40	31	
	卸売業、小売業	434	313	
	金融業、保険業	17	10	
	不動産業、物品賃貸業 (693駐車場業、70物品賃貸業を含む)	39	34	
	学術研究、専門・技術サービス業	34	29	
	宿泊業、飲食サービス業 (75宿泊業を含む)	158	93	
	生活関連サービス業、娯楽業 (80娯楽業を含む)	125	117	
	教育・学習支援業	35	28	
	医療、福祉	28	28	
	複合サービス業	12	9	
	サービス業(ほかに分類されないもの)	33	23	

※出典：H28 経済センサス

(3) これまでの取組み

①海津市の取組み

- ・海津市防災会議の開催（年1回）
- ・海津市地域強靱化計画の策定（平成30年1月）
- ・海津市地域防災計画の策定（令和2年2月改定）
- ・海津市土砂災害ハザードマップの作製（平成25年8月）
- ・防災ハンドブック2018の作製（平成30年4月）
- ・避難所運営ガイドラインの作成（平成31年）
- ・避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」作成（令和2年6月）
- ・風水害タイムラインの作製（令和3年1月見直し）
- ・食料・飲料水・生活必需品の備蓄（通年）

※年度は見直し等含む

②海津市商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する研修会に参加（令和元年12月16日）
- ・事業者BCPの普及と防災域の啓発（商工会窓口にチラシを常設）
- ・商工会のBCP策定中（令和3年3月に策定予定）

Ⅱ 課題

大規模災害発生時には多くの事業所が浸水や倒壊などのリスクを抱えているものの、事業継続に向けたリスク対応の取組は不十分である。また、感染症対策においてもノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいかわからない事業者が多い状況であるため、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、マニュアルの整備の重要性を周知するなどが必要である。したがって、事業者への周知活動及び事業者がリスク対応への取り組みに着手できるよう次の課題を設定する。

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

小規模事業者の多くは、限られた経営資源で多様な経営課題に対応せざるを得ないため、自然災害への事前対策が後回しにされがちであり、結果、事業者BCPへの関心が低く取組み意欲も希薄である。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のための事業者BCPを策定していく必要がある。

②商工会職員の支援スキルの習得

商工会はこれまで、経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできており、事業継続支援のための知識や経験を有していない。したがって、小規模事業者にとって有用な事業継続対策を支援していくためには、商工会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

商工会BCPの策定から間もないこともあり、現時点においては自然災害発生時における機能発揮が不安視される。また、当会においては当市をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。有事において商工会活動の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

Ⅲ 目標

自然災害等の発生時においても、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持安定を目指す。その実現に向け、有事前においては事業継続に資する事業者BCPの策定支援を強化するとともに、事後においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図る。

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害や感染症等のリスクを周知し事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援する。

（目標件数）

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年30件
- ・事業者BCP策定支援事業者数：年6事業者
- ・事業者BCP策定事業者数：年3事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者 BCP 策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の BCP の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、当市と当会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

海津市商工会と海津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

- ・巡回指導時等に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部など各種団体活動において、事業所 BCP 策定や訓練等の取組み事例を紹介する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②事業者 BCP 策定支援

- ・事業継続力強化計画を計画作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定への意欲を喚起する。
- ・計画策定にあたっては、実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会では令和3年3月を目途に商工会 B C P 計画の策定を行う予定であり、策定後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行う。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・輪之内町、安八町、養老町の各商工会と定期的に開催する経営指導員会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・災害リスク周知など啓発活動を行った事業者には、計画策定や訓練等の取組事例を再度紹介して、事業者 B C P 計画策定に繋げるよう働きかける。
- ・策定した事業者 BCP の取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。

・本計画の進捗管理や見直しを行うため、海津市役所商工観光課担当者と海津市商工会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。

＜2. 発生後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

【自然災害】

・発災後1時間以内に、安否確認リストを基に電話、LINE等により職員の安否確認を行う。
・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を当会と当市で共有する。

【感染症】

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、海津市における感染症対策本部設置に基づき当会の感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

＜被害規模の目安は以下を想定＞

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	3日に1回共有する

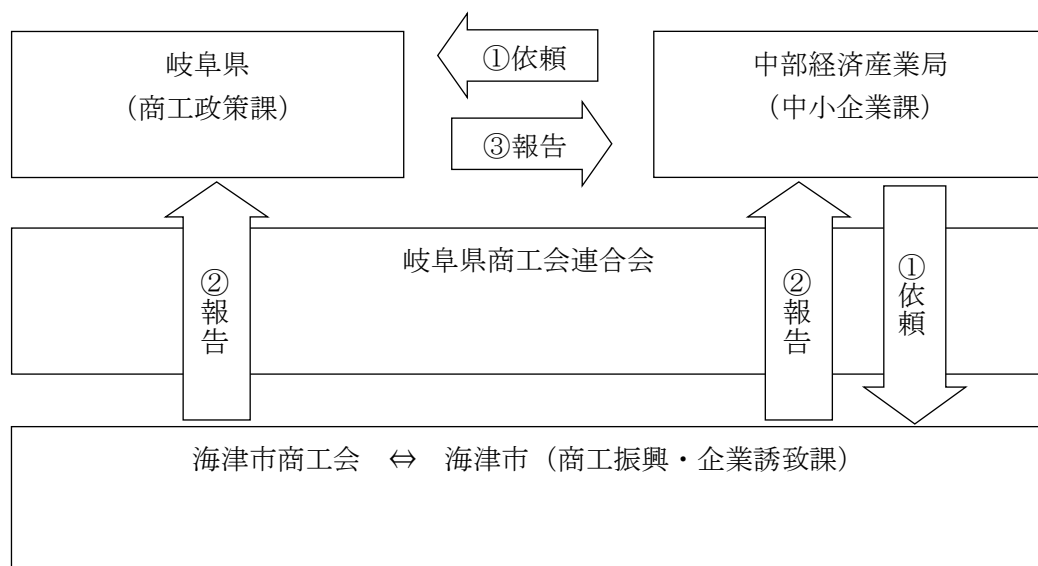
・本会と本市の窓口は以下の通り。

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
海津市	商工振興・企業誘致課長	商工振興係長
海津市商工会	事務局長	法定経営指導員

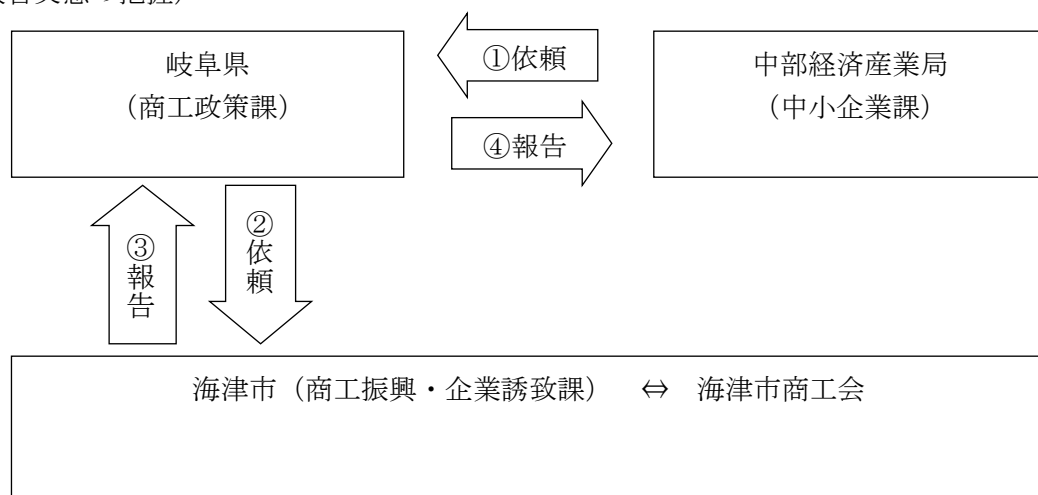
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、当会又は当市より県商工政策課へ報告する。

< 被害情報の流れ > (初動対応)



(被害実態の把握)



＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、海津市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年4月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
海津市商工会 ・ 事務局長 ・ 法定経営指導員 ・ 経営指導員 ・ 業務職員	海津市 窓口 【商工振興・企業誘致課】 自然災害 【総務課】 感染症 【健康課】 連携
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 山下 亮一（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 海津市商工会 〒503-0654 岐阜県海津市海津町高須 563-1 TEL：0584-53-2111／FAX：0584-53-3023 E-Mail：kaizu@ml.gifushoko.or.jp	
②関係市町村 海津市役所 産業経済部 商工振興・企業誘致課 〒503-0654 岐阜県海津市海津町高須 515 TEL：0584-53-1374／FAX：0584-53-1608 E-Mail：shokoshinko@city.kaizu.lg.jp	
※その他	
・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	380	380	380	380	380
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	300	300	300	300	300
3. 支援協議会開催費 出席旅費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等